

1. 件名：「日立GEニュークリア・エナジー（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【12】」

2. 日時：令和3年4月9日 13時30分～16時05分

3. 場所：原子力規制庁 9C階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、立元管理官補佐、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官※、田澤審査チーム員

（核燃料施設審査部門）

山後安全審査専門職

日立GEニュークリア・エナジー株式会社：

原子力生産本部 原子力設計部 チーフプロジェクトマネージャ 他3名

5. 要旨

（1）日立GEニュークリア・エナジー株式会社（以下「日立GE」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

○設置許可基準規則及び解釈の要求事項、並びに本申請に関連する審査ガイド及び運用ガイドの内容を踏まえて、特定兼用キャスクとしての申請範囲及び電気事業者への引き継ぎ事項を区別、整理し、説明すること。

○設置許可基準規則第5条（津波による損傷の防止）及び第6条（外部からの衝撃による損傷の防止のうち、竜巻による損傷の防止）への適合のための設計に関し、津波に対する設計方針については、津波荷重の設定の考え方、竜巻に対する設計方針については、竜巻による飛来物の設定の考え方及び飛来物別の評価の考え方を説明すること。

○津波及び竜巻に対する評価方針について、応力評価方法、及び、閉じ込め機能以外の安全機能（臨界防止、遮蔽、除熱）が特定兼用キャスクを構成する部材の経年変

化を考慮しても損なわれるおそれがないとする設計の成立性見通しを説明すること。

○地盤の十分な支持を想定せず、基礎等に固定しない設置方法②（よこ置き）における設置許可基準規則第4条（地震による損傷の防止）への適合のための設計について、評価基準の設定の考え方を含めた評価方針等を説明すること。

○地盤の十分な支持を想定し、基礎等に固定する設置方法⑤（たて置き及びよこ置き）における設置許可基準規則第4条（地震による損傷の防止）への適合のための設計について、評価基準の設定の考え方を含めた評価方針等を説明すること。

（3）日立GEから、了解した旨回答があった。

なお、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料）に基づき、対面で実施した。

6. その他

- 提出資料：資料1-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請
（審査会合コメント回答、設置許可基準規則への適合性）
- 資料1-2 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
- 資料1-3 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
（HDP-69BCH(B)型の臨界防止機能について）
- 資料1-4 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
（HDP-69BCH(B)型の遮蔽機能について）
- 資料1-5 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
（HDP-69BCH(B)型の除熱機能について）
- 資料1-6 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
（HDP-69BCH(B)型の閉じ込め機能について）
- 資料2-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請
（設置許可基準規則への適合性（第五条、第六条））
- 資料2-2 5条 津波による損傷の防止
（HDP-69BCH(B)型の津波による損傷の防止について）
- 資料2-3 6条 外部からの衝撃による損傷の防止
（HDP-69BCH(B)型の竜巻による損傷の防止について）
- 資料3-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請
（設置許可基準規則への適合性（第四条））
- 資料3-2 4条 地震による損傷の防止

(HDP-69BCH(B)型の地震による損傷の防止について)
資料 3-3 HDP-69BCH(B)型が兼用キャスクであることの説明資料

以上